

中央環境審議会による第五次環境基本計画の点検の進め方について

令和元年 7 月 8 日

中央環境審議会総合政策部会事務局

1. 点検の目的、体制、スケジュール点検の目的

第五次環境基本計画のメインメッセージである「環境・経済・社会の統合的向上の具体化」を図るため、第五次計画に位置付けられた施策の進捗を確認するとともに、第六次計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策の検討を有益かつ効率的に行うこと。

点検の体制

○各部会（（個別分野担当としての）総合政策、循環型社会、環境保健、地球環境、大気・騒音振動、水環境、土壤農薬、自然環境）

各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。なお、気候変動、循環型社会、生物多様性の各分野においては、個別計画に基づく点検結果を可能な限り活用する。

○（全体取りまとめとしての）総合政策部会

各部会からの報告及び総合政策部会が独自に行うヒアリング等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

点検のスケジュール・ 1 年目（2018 年度）

点検の準備

・ 2 年目（2019 年度）【第 1 回】

各部会による各分野の点検

・ 3 年目（2020 年度）【第 1 回】

各部会からの報告（年度前半）、総合政策部会（夏頃～）による全体的な点検（中間的な点検）

・ 4 年目（2021 年度）【第 2 回】

2 年目と同じ

・ 5 年目（2022 年度）【第 2 回】

3 年目と同じ（最終的な点検）

2. 点検の範囲及び重点的に点検を行う分野の設定

点検の範囲

- ・第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」（「重点戦略」）
- ・第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」（「重点戦略を支える環境政策」）
- ・第4部「環境保全施策の体系」

第1回点検分野

○より効果的な計画の点検を行うため、第1回点検（2019、2020年度）、第2回点検（2021、2022年度）において重点的に点検を行う分野を設定する。

- ・第1回の点検において重点的に点検を行う分野（以下重点的に点検を行う分野を「点検分野」という。）は、第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」、第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」から選定する。
- ・第1回点検分野の設定に当たっては、
 - ① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
 - ② 第五次計画が提唱した「地域循環共生圏」の創造の効果的な展開
 - ③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュールを踏まえて選定する。

（第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策」の第1回点検分野と担当部会）

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
＜環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築＞	総合政策部会
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会

4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・ 健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・ 化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

(第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会)

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
(1) 水・大気・土壌の環境保全 (大気関係を除く。)	水環境部会 土壌農薬部会
(2) 化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

○第1回点検分野の点検に当たっては、地域循環共生圏の創造に向けた効果的な点検を行うため、各部会での点検を有機的に連携させながら点検を行うこととする。

○具体的には、2019年度は、

- ・ 地域循環共生圏を構成する主要な要素である地域の自然資源、循環資源、再生可能エネルギーを活用した取組の進捗状況
- ・ 地域循環共生圏を支える基盤となる生活環境（水、土壌、化学物質）づくりに係る取組の進捗状況

を各部会（総合政策部会以外）で点検する。

また、総合政策部会では、地域の多様な地域資源を活用して環境・経済・社会へのマルチベネフィットの効果をもたらし得る取組等の進捗状況を点検する。

○重要な国際的な動向も踏まえた我が国の進捗状況も適宜報告を行うこととする。

○2020年度は、これらの点検を踏まえ、各分野の取組及び地域循環共生圏の取組の進捗状況を横断的に整理し、課題の洗い出しを行う。

第2回点検分野

第2回点検分野の設定に当たっては、第1回点検分野で選定しなかった項目及び第1回点検分野として取り上げた項目のうち、進捗状況を確認する必要がある項目を重点的に点検する。さらに最終的な点検年次である2022年度においては全体的な進捗状況を確認し、第五次計画の総括を行う。

※第四次計画の点検までは、各部会は、上記の「重点戦略を支える環境政策」に該当する部分のみを担当していた（例：地球環境部会は「気候変動」部分のみ、循環型社会部会は「資源循環」部分のみ）。この点検は重要であるが、これだけでは各部会は自らの担当分野を見ることが中心となり、各分野への広がりについて考える機会が減ってしまい、地域循環共生圏の創造への程度貢献できたのか、という観点も薄れてしまう。したがって、第五次計画の点検は、「重点戦略を支える環境政策」だけでなく、「重点戦略」の一部についても各部会が点検し、施策の幅を広げ、地域循環共生圏の創造を目指す契機とする。

3. 点検の進め方

点検の進め方

○第1回点検分野を2. のとおり各部会に割り振り、各部会は、担当部分について点検し、当該部分に関する報告書をまとめる。

○点検の際、各部会は、重点戦略全体を俯瞰しながら、

- ・各部会の担当部分に記載されている施策が実施されているか、取組の弱い部分はないか、効果が生じているか、足りない施策はないか。
- ・担当分野における環境保全上の効果に加え、他の環境保全上の効果が発揮できるような施策になっているか、そのための施策はいかにあるべきか。
- ・経済・社会面での効果はどのくらいあるのか、経済・社会面での効果を高めるためにはどのような取組があり得るか。
- ・関係府省等他の施策とどのように有機的に連携できるのか。
- ・地域循環共生圏の創造にどの程度貢献できているか。
- ・経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの可能性があるか。

という観点からも、必要に応じ、確認、検討を行う。

○上記の点検を行うに当たっては、必要に応じ、点検分野に関する具体的な取組事例（事業者、自治体、NPO等）、関係省庁に係るヒアリングや調査などを行い、現場における課題やニーズを明らかにする。

点検に当たっての指標の活用

○重点戦略

- ・重点戦略に関する指標等を活用する（別紙参照）。
なお、特に重点戦略の進捗は指標だけで測れない面もあることから、指標のみで進捗を判断するのではなく、全体として重点戦略が進捗したかどうかを定性的及び定量的の両面から評価することとする。
- ・重点戦略のうち、「地域」「暮らし」など、国内全体的に計測することが困難であり、

地域レベルで計測することが適切である場合は、その地域にとってどのような指標が適切かも含め新たな指標を設定することも可とし、計画策定時に設定した指標にとらわれないようにする。

○重点戦略を支える環境政策

- ・「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。
- ・「環境リスクの管理」のうち「(1) 水・大気・土壌の環境保全」、「(2) 化学物質管理」については本計画に位置付けられた指標を活用する。
(いずれも別紙参照)

○共通事項

- ・重点戦略に関する指標、重点戦略を支える環境政策に関する指標ともに、必要に応じて適宜見直しを行い、それを反映する。特に、重点戦略に関する指標については、その定量的な評価のみで進捗を判断することが困難な場合が多いことに留意する。

他部会、他府省からのヒアリング

- ・各部会は、必要に応じ、他部会、他府省からの説明を受けることができる。各部会事務局は、他部会、他府省への連絡状況を総合政策部会事務局に報告し、総合政策部会事務局は、必要があれば、適宜、各部会間の日程調整を行う。
- ・その際は、①各主体としての環境政策への取組方針、②実際の主な取組内容（例示があると望ましい。）、③今後の方向性、のように、個別の施策の進捗にとどまらず、各部会・各府省としての方針を説明するなど、大所高所の議論となるよう留意する。

点検に当たっての既存データの活用

点検に当たっては、環境白書第2部「各分野の施策等に関する報告」、各府省の政策評価シートなど既存の資料を活用し、作業の省力化を図る。

4. 第4部「環境保全施策の体系」の点検

第4部「環境保全施策の体系」について、環境白書において平成30年度以降の記述を第五次計画の項目に合わせた記述に再整理している。これにより、第五次計画に基づく取組の進捗状況を把握できる内容となっていることから、環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行うこととする。

※参考：総合政策部会における全体取りまとめのイメージ〔2020 年度に実施予定〕

- ① 各部会からの報告〔部会長等からの報告が望ましい〕
- ② 各府省・各主体からのヒアリング（必要に応じ実施）
- ③ ①、②の情報を横断的に俯瞰し、計画全体について、地域循環共生圏の創造への貢献という観点から、施策の効果が現れている点、十分に現れていない点を総合的に確認し、今後の施策見直しの契機とする。また、地域循環共生圏の創造を定量的に確認できる指標についても検討する。

第一回点検分野と指標（案）

重点戦略及び重点戦略を支える環境政策記載の項目	進捗状況等を評価するための指標（案）
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	
（環境ビジネスの拡大）	・環境ビジネスの市場規模
（バリューチェーン全体での環境経営の促進）	・環境報告書を発行する企業の割合 ・製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況
（サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進）	・シェアリング・リユースビジネスの市場規模
（グリーン購入・環境配慮契約）	・グリーン購入実施率
（我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進）	・環境産業の輸出額
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	
（E S G投資等の普及・拡大）	
（グリーンプロジェクトへの投融資の促進）	
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	
（自然資本の維持・充実・活用）	・自然資本（森林面積、森林蓄積量、農地面積、藻場・干潟面積など） ・陸域保護区面積
（森林の整備・保全）	・森林面積、森林蓄積、森林認証面積
（生態系ネットワークの構築）	・評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
（海洋環境の保全）	・海域保護区面積 ・我が国周辺水域の水産資源水準の状況
（健全な水循環の維持又は回復）	
（人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を保全・再生・活用する国土利用）	
（外来生物対策）	
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	
（コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現）前段	・都市域における水と緑の公的空間確保量 ・立地適正化計画の策定自治体数
（コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現）後段	
（「小さな拠点」の形成）	
（交通網の維持・活用等）	
（ストックの適切な維持管理・有効活用）	・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 ・Z E B / Z E Hの普及状況

第一回点検分野と指標（案）

重点戦略及び重点戦略を支える環境政策記載の項目	進捗状況等を評価するための指標（案）
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
＜環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築＞	・地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	
（地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入）	・各地域の自給率（エネルギー、食料など） ・再生可能エネルギーの導入手数【再掲】
（地域新電力等の推進）	・地域新電力の設立数
（営農型太陽光発電の推進）	
（未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり）	・国産のバイオマス系資源投入率
（廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環）	・4 資源別の入口側の循環利用率（バイオマス系）【再掲】 ・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率（バイオマス系）【再掲】
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	
（森・里・川・海をつなぎ、支える取組）	
（都市と農山漁村の共生・対流）	・都市と農山漁村の交流人口
（人づくりによる地域づくり）	
（地域における環境金融の拡大）	
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
（健全で豊かな水環境の維持・回復）	・汚水処理人口普及率 ・水質汚濁に係る環境基準の達成状況
（良好な大気環境の確保）	・大気汚染物質に係る環境基準の達成状況
（化学物質のライフサイクル全体での包括的管理）	
（マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進）	

第一回点検分野と指標（案）

重点戦略及び重点戦略を支える環境政策記載の項目	進捗状況等を評価するための指標（案）
1. 気候変動対策	
2. 循環型社会の形成	
4. 環境リスクの管理	
（１）水・大気・土壌の環境保全 ①水質汚濁対策等の推進 ②地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用 ③PM2.5・光化学オキシダント対策の推進 ④アスベスト飛散防止対策の推進・強化 ⑤土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理 ⑥快適な感覚環境の創出に向けた取組	（水環境保全に関する指標） ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ・流域水循環計画の策定数 （水環境保全に関する補助的指標） ・水質等のモニタリング地点 ・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量 ・廃棄物の海洋投入処分量 ・再生水の利用量 ・湧水の把握件数 ・森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林） ・保安林面積 ・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 ・主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積 ・生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数 ・里海づくり活動の取組箇所数 ・地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積 ・都市域における水と緑の公的空間確保量 ・全国水生生物調査の参加人数 （大気環境保全に関する指標） ・大気汚染物質に係る環境基準達成状況 ・有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成状況 ・幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況 （騒音の一般地域における環境基準の達成状況） ・新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況 ・騒音の一般地域における環境基準の達成状況
（２）化学物質管理 ①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進 ②化学物質に関する調査研究等の推進 ③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進 ④子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） ⑤農薬の生態影響評価の改善	（環境中の残留状況に係る指標） ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況 ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数） ・POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数） （環境への排出状況に係る指標） ・PTR制度の対象物質の排出量及び移動量 （リスク評価に係る指標） ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況 ・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況

(参考) 第五次環境基本計画（抄）

第3部 計画の効果的実施

2. 計画の進捗状況の点検

(1) 計画の進捗状況の点検の実施方針

環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

①計画に掲げられた個別施策の進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2019年度及び2021年度において、第2部第2章の「重点戦略」及び第3章「重点戦略を支える環境政策」並びに第4部「環境保全施策の体系」について、それぞれの趣旨に基づき、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況の点検を実施する。その際、「1. 気候変動対策」については、地球温暖化対策計画及び気候変動の影響への適応計画の直近の点検結果を可能な限り活用する。また、「2. 循環型社会の形成」及び「3. 生物多様性の確保・自然共生」については、それぞれ循環型社会形成推進基本計画の直近の点検結果及び生物多様性国家戦略の直近の点検結果を可能な限り活用する。

②計画の総合的な進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2020年度及び2022年度において、各前年度に実施した個別施策の点検結果を参照しつつ、重点戦略について、第1部第2章において述べた今後の環境政策が果たすべき二つの役割である「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーション」と「環境政策を通じた経済・社会的課題の同時解決」が如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行う。また、これらの観点から、重点戦略に関連した官民の取組の優良事例のヒアリングを実施する。併せて、重点戦略を支える環境政策及び環境保全施策の体系についても、各施策が進捗しているかの点検を行う。これらの結果を踏まえ、環境基本計画の総合的な進捗状況に関する報告書を作成する。

③進捗状況の把握のための指標の活用

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標群を活用する。指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を用いる。ただし、施策等の性質によって指標の定量化が困難であったり、適切でない場合には、定性的な評価を基本とし、定量的な指標は補足的に用いることとする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。また、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や経済・社会等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行う。

(2) 計画の進捗状況の点検結果の活用

中央環境審議会の点検結果については、国の政策の企画立案等に活用するほか、環境基本法第12条に基づく年次報告等に反映することにより幅広い主体に対して情報提供を行う。